

国 民 年 金

I 長野市の人口

(1) 年次別人口

(各年次4月1日現在)

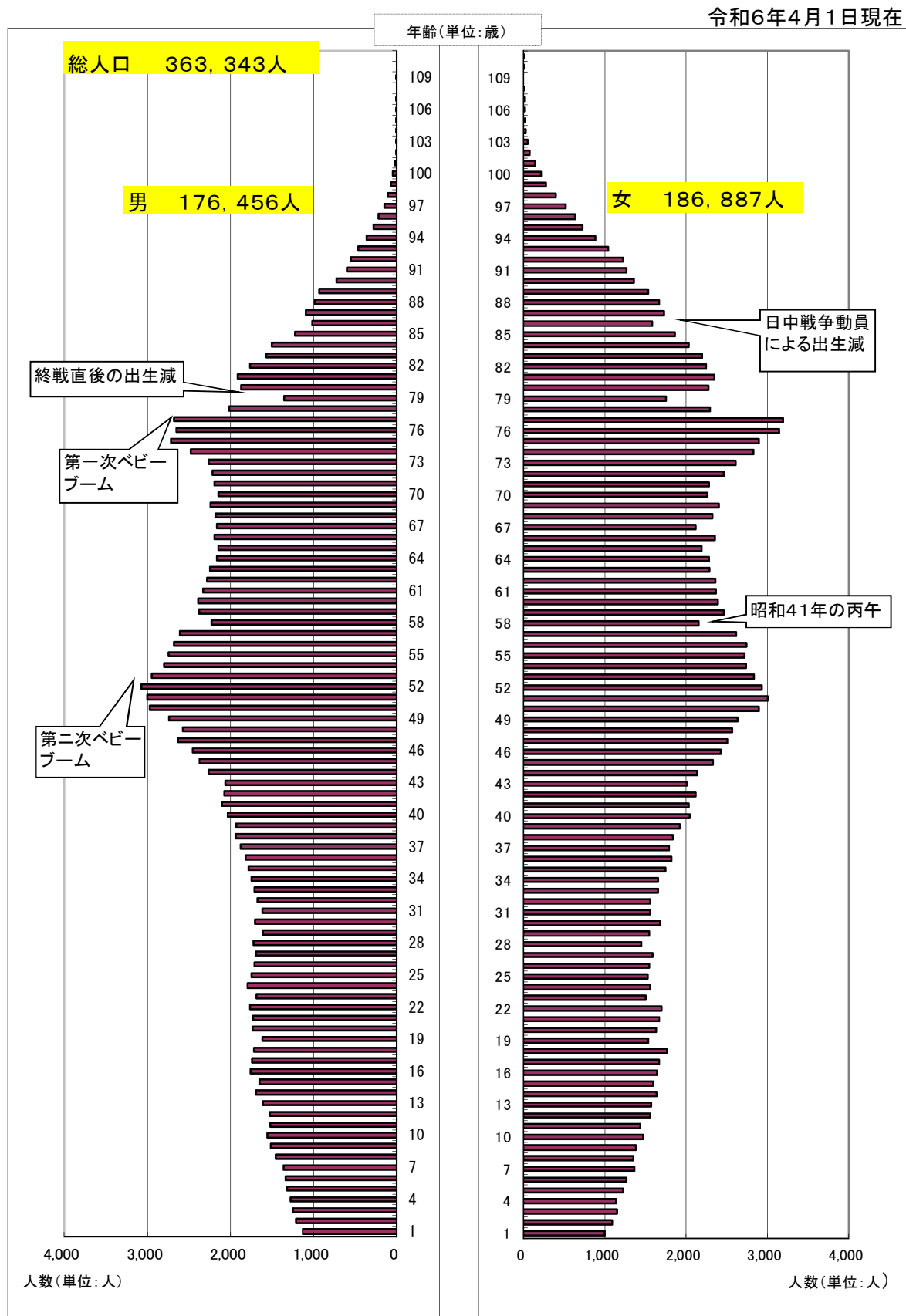
年 次	人口総数(人)
昭和 63	341,985
平成 元	343,592
2	345,405
3	347,558
4	349,781
5	351,520
6	352,892
7	355,302
8	357,360
9	358,553
10	359,224
11	359,807
12	360,688
13	361,675
14	362,393
15	362,540
16	363,306
17	382,036
18	381,592
19	381,903
20	381,114
21	380,883
22	387,815
23	387,146
24	386,026
25	385,150
26	384,202
27	382,738
28	382,141
29	380,473
30	378,389
令和 元	376,080
2	373,971
3	372,080
4	369,652
5	366,591
6	363,343

(2) 年齢階層・男女別人口

(令和6年4月1日現在)

年 齢	男	女	計
0 歳以上 5 歳未満	6,184	5,608	11,792
5 歳以上 10 歳未満	7,215	6,851	14,066
10 歳以上 15 歳未満	8,000	7,808	15,808
15 歳以上 20 歳未満	8,571	8,234	16,805
20 歳以上 25 歳未満	8,716	7,955	16,671
25 歳以上 30 歳未満	8,444	7,810	16,254
30 歳以上 35 歳未満	8,525	8,167	16,692
35 歳以上 40 歳未満	9,602	9,424	19,026
40 歳以上 45 歳未満	10,879	10,622	21,501
45 歳以上 50 歳未満	13,365	13,024	26,389
50 歳以上 55 歳未満	14,566	14,227	28,793
55 歳以上 60 歳未満	12,281	12,375	24,656
60 歳以上 65 歳未満	11,168	11,492	22,660
65 歳以上 70 歳未満	10,918	11,458	22,376
70 歳以上 75 歳未満	11,863	13,083	24,946
75 歳以上 80 歳未満	10,558	12,663	23,221
80 歳以上 85 歳未満	7,963	10,687	18,650
85 歳以上 90 歳未満	4,746	7,874	12,620
90 歳以上 95 歳未満	2,260	5,147	7,407
95 歳以上 100 歳未満	586	2,042	2,628
100 歳以上 105 歳未満	43	317	360
105 歳以上 110 歳未満	3	18	21
110 歳以上 115 歳未満	0	1	1
合 計	176,456	186,887	363,343
年少人口 (0～14歳)	21,399 12.1%	20,267 10.8%	41,666 11.5%
生産年齢人口 (15～64歳)	106,117 60.1%	103,330 55.3%	209,447 57.6%
老年人口 (65歳以上)	48,940 27.7%	63,290 33.9%	112,230 30.9%
60歳以上	60,108 34.1%	74,782 40.0%	134,890 37.1%
75歳以上	26,159 14.8%	38,749 20.7%	64,908 17.9%

年齢・男女別人口(人口ピラミッド)



Ⅱ 国民年金のあゆみ

昭和34年	4月	国民年金法公布(昭和34年4月16日) 福祉年金・適用事務・高齢者任意加入・徴収事務が段階的に施行
	11月	福祉年金事務開始 老齢福祉年金・障害福祉年金・母子福祉年金の3種類
昭和35年	10月	適用事務開始 高齢者任意加入(10年年金) 手続開始(～昭和36年3月まで)
昭和36年	4月	国民年金保険料徴収事務開始 国民年金保険料二本立(35歳未満・35歳以上) 老齢年金の繰上げ支給制度の創設 死亡一時金の創設 準母子年金、準母子福祉年金の創設
昭和37年	4月	国民年金保険料免除分の国庫負担導入
昭和41年	6月	第1回財政再計算の実施 国民年金保険料納付済期間が25年の場合の老齢年金の額を夫婦で1万円(月額)に設定 障害年金の支給範囲を全障害に拡大
昭和42年	1月	国民年金保険料改定 年金額改定
昭和44年	1月	国民年金保険料改定
	12月	第2回財政再計算を1年繰上げ実施 国民年金保険料納付済期間が25年の場合の老齢年金(付加年金を含む)の額を夫婦で2万円(月額)に設定 付加年金制度(任意加入)の創設 高齢者任意加入再開(5年年金の創設) 特例納付(時効が完成した期間について納付を認める) 国民年金基金及び国民年金事務組合の創設 福祉年金における夫婦受給制限の撤廃 国民年金保険料の一本化
昭和45年	1月	5年年金加入手続開始(～昭和45年6月まで)
	7月	第1回目の特例納付の実施(～昭和47年6月まで) 月額450円 年金額改定 国民年金保険料一本化実施
	10月	付加年金制度の実施
昭和47年	5月	沖縄復帰に伴い琉球政府からの国民年金事務の継承
	7月	国民年金保険料改定 年金額改定(障害年金、母子・準母子年金、遺児年金)
昭和48年	9月	第3回財政再計算を1年繰上げ実施 国民年金保険料納付済期間が25年の場合の老齢年金(付加年金を含む)の額を夫婦で5万円(月額)に設定 年金額の自動的改定措置(物価スライド制)の導入 高齢者任意加入再々開(再開5年年金の創設)
	10月	再開5年年金加入手続開始(～昭和49年3月まで)

昭和49年	1月	第2回目の特例納付の実施(～昭和50年12月まで) 月額900円 老齢特別給付金(谷間年金)の創設(昭和51年3月で終了) 国民年金保険料改定(付加年金保険料も改定) 年金額改定
	9月	年金額改定(物価スライドによる年金額の改定)
昭和50年	1月	国民年金保険料改定
	9月	年金額改定(物価スライドによる年金額の改定)
昭和51年	4月	国民年金保険料改定
	6月	第4回財政再計算を2年繰上げ実施 国民年金保険料納付済期間が25年の場合の老齢年金(付加年金を含む)の額を夫婦で7万5千円(月額)に設定 国庫負担の負担時期を拠出時から給付時に切替え
	9月	年金額改定
昭和52年	4月	国民年金保険料改定
	7月	年金額改定(物価スライドによる年金額の改定)
昭和53年	4月	国民年金保険料改定
	7月	第3回目の特例納付の実施(～昭和55年6月まで) 月額4000円 年金額改定(物価スライドによる年金額の改定)
昭和54年	4月	国民年金保険料改定
	7月	年金額改定(物価スライドの特例的措置の実施)
昭和55年	4月	国民年金保険料改定
	7月	年金額改定
	10月	第5回財政再計算を1年繰上げ実施 国民年金保険料納付済期間が25年の場合の老齢年金(付加年金を含む)の額を夫婦で9万4千円(月額)に設定
昭和56年	4月	国民年金保険料改定
	7月	年金額改定(物価スライドの特例的措置の実施)
昭和57年	1月	国籍要件の撤廃 難民の地位に関する条約等への加入に伴い、同条約等に定める内国民待遇を実現
	4月	国民年金保険料改定
	8月	年金額改定(物価スライドの特例的措置の実施)
昭和58年	4月	国民年金保険料改定
昭和59年	4月	国民年金保険料改定
	5月	年金額改定(物価スライドの特例的措置の実施)
昭和60年	4月	国民年金保険料改定
	5月	年金額改定(物価スライドの特例的措置の実施)
昭和61年	4月	新年金法制度の施行 国民年金保険料改定 年金額改定(年金制度改正等に伴う物価スライドの特例的措置の実施)
昭和62年	4月	国民年金保険料改定 年金額改定(物価スライドの特例的措置の実施)
昭和63年	4月	国民年金保険料改定 年金額改定(物価スライドの特例的措置の実施)

平成元年	4月	国民年金保険料改定
平成元年	4月	年金額改定
	12月	第7回財政再計算を1年繰上げ実施
平成2年	4月	国民年金保険料改定
		年金額の改定(年金額の完全自動物価スライド制の導入)
平成3年	4月	国民年金基金制度の改善
		第1号被保険者の適用範囲の拡大(学生等を強制適用)
		国民年金保険料改定
		年金額の改定(年金額の完全自動物価スライドの実施)
平成4年	4月	国民年金保険料改定
		年金額の改定(年金額の完全自動物価スライドの実施)
平成5年	4月	国民年金保険料改定
		年金額の改定(年金額の完全自動物価スライドの実施)
平成6年	4月	国民年金保険料改定
		年金額の改定(年金額の完全自動物価スライドの実施)
	11月	第8回財政再計算を実施
		障害基礎年金の失権事由の改善
		障害無年金者に対する障害基礎年金の特例支給
平成7年	4月	遺族基礎年金等の支給要件となる年齢要件の改善
		短期在留外国人に対する脱退一時金の支給
		第3号被保険者届出漏れ者の届出特例(平成7年4月～平成9年3月)
		(昭和61年4月～平成5年2月までの第3号被保険者期間が対象)
		65歳以上70歳未満の者の任意加入の特例
		(昭和30年4月1日以前生まれの老齢基礎年金受給資格期間不足の者)
		国民年金保険料改定
		年金額の改定(年金額の完全自動物価スライドの実施)
	8月	20歳前障害による障害基礎年金の所得制限の改善(2分の1支給の区分の新設)
平成8年	4月	永住帰国した中国残留邦人等に対する第1号被保険者期間等に係る特別措置
		国民年金保険料改定
		年金額据置き(物価スライドの特例的措置の実施)
平成9年	1月	基礎年金番号の実施
	4月	JR、JT、NTT共済組合の長期給付を厚生年金に統合
		国民年金保険料改定
平成10年	4月	国民年金保険料改定
		年金額改定(物価スライドによる年金額の改定)
平成11年	4月	年金額改定(物価スライドによる年金額の改定)
		第9回財政再計算を実施
		学生納付特例制度の創設(平成12年度から実施)
		国民年金保険料半額免除制度の創設(平成14年度から実施)
		国庫負担の割合を平成16年度までに2分の1への引上げを図る
平成12年	4月	年金額据置き(物価スライドの特例的措置の実施)
		学生納付特例制度の実施
平成13年	4月	年金額据置き(物価スライドの特例的措置の実施)

平成14年	4月	地方分権一括法による国民年金事務の見直し 国民年金保険料徴収事務が国へ移管
平成14年	4月	第3号被保険者届出が事業所届出となる 農林漁業団体職員共済組合の長期給付を厚生年金に統合 年金額据置き(物価スライドの特例的措置の実施)
	7月	国民年金保険料半額免除制度の実施
平成15年	4月	年金額改定(物価スライドの特例的措置の実施)
平成16年	2月	国民年金保険料コンビニでの納付が可能になる
	4月	年金額改定(物価スライドの特例的措置の実施)
	10月	国民年金法改正 基礎年金国庫負担割合の引上げ着手(平成16年度着手、平成21年度までに2分の1へ引上げ) マクロ経済スライドの導入 (物価スライド据置き分解消するまでは、物価・賃金の上昇に応じて年金額を改定) 国民年金保険料水準固定方式の導入(平成17年度～平成29年度)
平成17年	4月	国民年金保険料改定 年金額据置き 第3号被保険者の特例届出の実施 国民年金保険料未納対策 若年者に対する納付猶予制度の創設(平成17年7月から実施) 保険料申請免除・学生納付特例の承認期間の遡及 申請免除の所得要件の緩和 口座振替早割制度の導入 特別障害給付金制度の導入
	7月	国民年金保険料全額免除(特例を除く)、若年者納付猶予の希望者に継続申請の導入
平成18年	4月	国民年金保険料改定 年金額改定(物価スライドの特例的措置の実施) 障害基礎年金と老齢厚生年金等の併給が可能になる 障害・遺族基礎年金の保険料納付要件の特例措置延長 (平成18年3月31日まで→平成28年3月31日まで)
	7月	国民年金保険料の多段階免除制度の実施(2段階→4段階)
平成19年	4月	国民年金保険料改定 年金額据置き 厚生年金(共済組合)の離婚分割制度施行
	7月	納付記録訂正による時効(5年)撤廃
	12月	ねんきん特別便の発送開始 年金記録問題(主に宙に浮いた5千万件)を受けて、未統合の手帳番号を統合するため、順次送付
平成20年	4月	国民年金保険料改定 年金額据置き
平成21年	4月	国民年金保険料改定 年金額据置き ねんきん定期便の発送開始 基礎年金国庫負担割合の引上げ実施(3分の1→2分の1)

平成22年	1月	社会保険庁が廃止され、日本年金機構が設立される
	4月	国民年金保険料改定 年金額据置き
平成23年	4月	障害年金加算改善法施行 国民年金保険料改定 年金額改定(特例水準の改定ルールによるもの)
平成24年	4月	国民年金保険料改定 年金額改定(特例水準の改定ルールによるもの)
	8月	国民年金法改正 受給に必要な加入期間を25年から10年に短縮(平成27年10月から実施) パート等短時間労働者の厚生年金の加入基準の拡大(平成28年10月から実施) 厚生年金と共済年金の一元化(平成27年10月から実施) 低所得高齢者への福祉的給付金の支給(平成27年10月から実施)
	10月	保険料後納受付開始(平成24年10月～平成27年9月) 国民年金保険料改定
平成25年	4月	年金額据置き
	10月	年金額改定(特例水準で2.5%高くなっているうちの1%減額)
平成26年	4月	国民年金保険料改定 年金額改定(特例水準で2.5%高くなっているうちの1%分物価上昇により0.7%減額) 免除申請対象期間延長 法定免除に該当する被保険者からの納付申出の開始 遺族基礎年金の支給要件に係る男女差の解消 未支給年金の請求権者の範囲拡大
平成27年	4月	国民年金保険料改定 年金額改定(特例水準の改定ルールにより0.9%増額)
平成28年	4月	国民年金保険料改定 年金額据え置き
	7月	納付猶予制度の対象年齢の拡大(30歳から50歳)
平成29年	4月	国民年金保険料改定 年金額改定(特例水準の改定ルールにより0.1%減額)
	8月	受給資格期間の短縮(25年から10年)
平成30年	3月	マイナンバーによる各種申請手続きが開始
	4月	国民年金保険料改定 年金額据置き
平成31年	4月	国民年金保険料改定 年金額改定(特例水準の改定ルールにより0.1%増額) 産前産後期間の保険料免除制度が開始
令和元年	10月	年金生活者支援給付金制度が開始
令和2年	4月	国民年金保険料改定 年金額改定(特例水準の改定ルールにより0.2%増額)
令和3年	4月	国民年金保険料改定 年金額改定(特例水準の改定ルールにより0.1%減額)

- 令和4年 4月 国民年金保険料改定
年金額改定(特例水準の改定ルールにより0.4%減額)
年金手帳から基礎年金番号通知書への切り替え
老齢年金の受給開始時期の選択肢の拡大
- 令和5年 4月 国民年金保険料改定
年金額改定(特例水準の改定ルールにより、新規裁定者(67歳以下)は2.2%増額、
既裁定者(68歳以上)は1.9%増額)
- 令和6年 4月 国民年金保険料改定
年金額改定(特例水準の改定ルールにより、2.7%増額)

Ⅲ 被 保 険 者

1 被保険者の状況

(単位:人)

区分 年度	第 1 号 被保険者	任 意	第 3 号 被保険者	合 計	付加保険料被保険者数		
					強 制	任 意	計
元	37,033	465	24,189	61,687	63	1,801	1,864
2	37,036	473	23,242	60,751	62	1,841	1,903
3	36,580	440	22,162	59,182	68	1,886	1,954
4	35,871	502	20,508	56,881	75	1,958	2,033
5	35,346	581	19,199	55,126	76	1,979	2,055

*不在者数については、平成27年度から統計はとらない。

2 資格異動状況

(単位:人)

区分 年度	当 初 被保険者	異 動 状 況					
		資格取得	転 入	計	資格喪失	転 出	計
元	63,045	14,716	2,288	17,004	15,702	2,660	18,362
2	61,687	13,940	2,325	16,265	14,642	2,559	17,201
3	60,751	12,936	2,381	15,317	14,274	2,612	16,886
4	58,450	14,052	2,198	16,250	15,975	2,576	18,551
5	56,149	13,857	1,943	15,800	15,148	2,407	17,555

IV 保 険 料

1 免除者の状況

(単位:人)

年度	区分	第1号被保険者 (A)	免 除 者 数			免除率(%) (B)／(A)	産前産後 免除(C)	免除率 (%) (C)／(A)
			法定免除者	申請免除者	合 計(B)			
元		37,033	4,124	11,103	15,227	41.1%	38	0.1%
2		37,036	4,291	11,483	15,774	42.6%	32	0.1%
3		36,580	4,402	11,377	15,779	43.1%	31	0.1%
4		35,871	4,474	11,143	15,617	43.5%	29	0.1%
5		35,346	4,567	10,792	15,359	43.5%	24	0.1%

申請免除者内訳(上段:件数 下段:免除率)

(単位:人)

年度	区分	一 般					納付猶予	学生納付 特例	合 計
		全額免除	1/4免除	半額免除	3/4免除	計			
元		4,362	115	206	392	5,075	1,425	4,603	11,103
		11.8%	0.3%	0.6%	1.1%	13.7%	3.8%	12.4%	30.0%
2		4,715	157	220	356	5,448	1,500	4,535	11,483
		12.7%	0.4%	0.6%	1.0%	14.7%	4.1%	12.2%	31.0%
3		4,826	132	209	341	5,508	1,437	4,432	11,377
		13.2%	0.4%	0.6%	0.9%	15.1%	3.9%	12.1%	31.1%
4		4,764	120	208	331	5,423	1,444	4,276	11,143
		13.3%	0.3%	0.6%	0.9%	15.1%	4.0%	11.9%	31.1%
5		4,537	117	186	323	5,163	1,489	4,140	10,792
		12.8%	0.3%	0.5%	0.9%	14.6%	4.2%	11.7%	30.5%
対前年比		95.24%	97.50%	89.42%	97.58%	95.21%	103.12%	96.82%	96.85%

2 納付形態及び割合

(単位:人)

区 分		口座振替等	自主納付	合 計
元	人 数	10,708	12,276	22,984
	割 合(%)	46.6%	53.4%	100.0%
2	人 数	10,682	11,786	22,468
	割 合(%)	47.5%	52.5%	100.0%
3	人 数	10,671	11,252	21,923
	割 合(%)	48.7%	51.3%	100.0%
4	人 数	10,548	10,867	21,415
	割 合(%)	49.3%	50.7%	100.0%
5	人 数	10,344	10,850	21,194
	割 合(%)	48.8%	51.2%	100.0%

3 収納状況

(単位:月)

区分 年度	収 納 対 象 月 数 (A)	収納月数(B)	収 納 率 (%) (B) / (A)
30	282,888	213,888	75.6%
元	270,463	205,119	75.8%
2	263,778	204,648	77.6%
3	257,942	206,572	80.1%
4	252,147	208,736	82.8%
5	248,346	209,986	84.6%

4 国民年金保険料の改正経過(月額)

(単位:円)

区分 年月	定 額		付加保険料
	35歳未満	35歳以上	
36 . 4	100	150	—
42 . 1	200	250	—
44 . 1	250	300	—
45 . 7	450		^{10月} 350
47 . 7	550		350
49 . 1	900		400
50 . 1	1,100		400
51 . 4	1,400		400
52 . 4	2,200		400
53 . 4	2,730		400
54 . 4	3,300		400
55 . 4	3,770		400
56 . 4	4,500		400
57 . 4	5,220		400
58 . 4	5,830		400
59 . 4	6,220		400
60 . 4	6,740		400
61 . 4	7,100		400
62 . 4	7,400		400
63 . 4	7,700		400
元 . 4	8,000		400
2 . 4	8,400		400
3 . 4	9,000		400
4 . 4	9,700		400
5 . 4	10,500		400

(単位:円)

区分 年月	定 額	付加保険料
6 . 4	11,100	400
7 . 4	11,700	400
8 . 4	12,300	400
9 . 4	12,800	400
10 . 4	13,300	400
17 . 4	13,580	400
18 . 4	13,860	400
19 . 4	14,100	400
20 . 4	14,410	400
21 . 4	14,660	400
22 . 4	15,100	400
23 . 4	15,020	400
24 . 4	14,980	400
25 . 4	15,040	400
26 . 4	15,250	400
27 . 4	15,590	400
28 . 4	16,260	400
29 . 4	16,490	400
30 . 4	16,340	400
31 . 4	16,410	400
2 . 4	16,540	400
3 . 4	16,610	400
4 . 4	16,590	400
5 . 4	16,520	400
6 . 4	16,980	400

V 年金給付

1 年金受給状況(短期給付)

(単位:件・円)

年度	区分	障害基礎年金	障害年金	遺族基礎年金	寡婦年金	短期給付合計
元	件数	2,064	199	93	1	2,357
	金額	1,774,078,925	172,851,100	74,713,300	496,478	2,022,139,803
2	件数	2,110	182	100	1	2,393
	金額	1,815,206,650	157,962,350	81,480,900	497,670	2,055,147,570
3	件数	2,169	164	99	1	2,433
	金額	1,858,990,850	141,958,050	80,040,901	497,074	2,081,486,875
4	件数	2,202	155	97	1	2,455
	金額	1,876,485,050	134,199,850	78,443,999	495,086	2,089,623,985
5	件数	2,247	137	103	1	2,488
	金額	1,949,128,450	114,771,400	83,917,831	504,626	2,148,322,307

2 年金受給状況(長期給付)

(単位:件・円)

年度	区分	老齢基礎年金	老齢年金	通算老齢年金	長期給付合計	拠出年金総合計
元	件数	103,888	1,791	1,549	107,228	109,585
	金額	71,351,351,870	819,893,481	309,952,992	72,481,198,343	74,503,338,146
2	件数	105,505	1,494	1,275	108,274	110,667
	金額	72,815,152,646	686,244,244	258,153,077	73,759,549,967	75,814,697,537
3	件数	106,560	1,252	1,038	108,850	111,283
	金額	73,643,523,090	569,842,144	210,252,315	74,423,617,549	76,505,104,424
4	件数	106,981	1,078	835	108,894	111,349
	金額	73,870,220,006	483,858,736	168,237,302	74,522,316,044	76,611,940,029
5	件数	107,366	864	658	108,888	111,376
	金額	75,813,229,186	388,624,113	133,286,085	76,335,139,384	78,483,461,691

3 死亡一時金請求状況 (単位:件・円)

年度	件数	金額
元	44	6,297,500
2	25	4,058,500
3	40	6,459,000
4	29	4,763,500
5	(市町村別の件数・金額を抽出していない)	

4 年金生活者支援給付金 (単位:件・円)

年度	件数	金額
元	—	—
2	21,783	92,184,041
3	21,811	92,167,303
4	21,829	92,126,849
5	21,830	94,362,700

5 拠出年金額の推移

(単位:円)

区分 年月	老 齢	10年	5年	障 害		母子・準母子	遺 児
				1級	2級		
36・4	24,000	9,600	—	30,000	24,000	19,200	12,000
42・1	60,000	24,000	—	72,000	60,000	55,200	30,000
45・7	96,000	60,000	1月 30,000	120,000	96,000	91,200	91,200
47・7	—	—	—	132,000	105,600	100,800	100,800
49・1	240,000	150,000	96,000	300,000	240,000	240,000	240,000
49・9	278,600	174,200	111,500	348,300	278,600	278,600	278,600
50・9	339,600	212,300	135,840	424,500	339,600	339,600	339,600
50・10	339,600	212,300	156,000	424,500	339,600	339,600	339,600
51・9	390,000	246,000	180,000	495,000	396,000	396,000	396,000
52・7	426,700	269,100	196,900	541,500	433,200	433,200	433,200
53・7	455,100	287,100	210,100	577,600	462,100	462,100	462,100
54・7	470,700	296,900	217,300	597,500	478,000	478,000	478,000
54・8	470,700	296,900	241,300	597,500	478,000	478,000	478,000
55・7	504,000	318,600	259,200	627,000	501,600	501,600	501,600
55・8	504,000	318,600	259,200	627,000	501,600	681,600	501,600
56・7	543,300	343,500	292,400	675,900	540,700	720,700	540,700
57・8	565,500	357,500	304,300	703,500	562,800	742,800	562,800
59・5	576,600	364,500	310,300	717,300	573,800	753,800	573,800
60・5	596,200	376,900	320,800	741,800	593,400	773,400	593,400

国民年金法改正

区分 年月	老 齢 基 礎	10年	5年	障 害 基 礎		遺 族 基 礎
				1級	2級	
61・4	622,800	387,100	329,500	778,500	622,800	809,600
62・4	626,500	389,400	331,500	783,100	626,500	814,400
63・4	627,200	389,800	331,800	784,000	627,200	815,300
元・4	666,000	404,600	344,400	832,500	666,000	858,000
2・4	681,300	413,900	352,300	851,600	681,300	877,700
3・4	702,000	426,500	363,000	877,500	702,000	904,400
4・4	725,300	440,700	375,100	906,600	725,300	934,400
5・4	737,300	447,900	381,300	921,600	737,300	949,800
6・4	747,300	454,000	386,400	934,100	747,300	962,700
6・10	780,000	473,800	403,300	975,000	780,000	1,004,400
7・4	785,500	477,100	406,100	981,900	785,500	1,011,500
10・4	799,500	485,700	413,400	999,400	799,500	1,029,500
11・4	804,200	488,500	415,800	1,005,300	804,200	1,035,600
12・4	804,200	488,600	415,800	1,005,300	804,200	1,035,600
15・4	797,000	484,200	412,100	996,300	797,000	1,026,300
16・4	794,500	482,700	410,800	993,100	794,500	1,023,100
18・4	792,100	481,300	409,600	990,100	792,100	1,020,000
23・4	788,900	479,300	407,900	986,100	788,900	1,015,900
24・4	786,500	477,800	406,700	983,100	786,500	1,012,800
25・4	786,500	477,800	406,700	983,100	786,500	1,012,800
25・10	778,500	472,900	402,500	973,100	778,500	1,002,500
26・4	772,800	469,500	399,600	966,000	772,800	995,200
27・4	780,100	473,900	403,400	975,100	780,100	1,004,600
28・4	780,100	473,900	403,400	975,125	780,100	1,004,600
29・4	779,300	473,400	403,000	974,125	779,300	1,003,600
31・4	780,100	473,820	403,400	975,125	780,100	1,004,600
2・4	781,700	474,900	404,200	977,125	781,700	1,006,600
3・4	780,900	474,400	403,800	976,125	780,900	1,005,600
4・4	777,800	472,440	402,200	972,250	777,800	1,001,600
5・4	①795,000 ②792,600	481,620	409,900	①993,750 ②990,750	①795,000 ②792,600	①1,023,000 ②1,021,300
6・4	①816,000 ②813,700	494,340	420,800	①1,020,000 ②1,017,125	①816,000 ②813,700	①1,050,800 ②1,048,500

* 「遺族基礎」欄年金額は、18歳到達年度の末日までの子(20歳未満の障害のある子)1人ある妻が受給する額

①昭和31年4月2日以後生まれ

②昭和31年4月1日以前生まれ

Ⅵ 福 祉 年 金

1 無拠出年金額(福祉年金)の推移 (単位:円)

(単位:円)

区分 年月	老 齢	障 害		母 子 準母子	国民年金法改正			
		1 級	2 級		区分 年月	老 齢	障 害 基 礎 1 級 2 級	遺族基礎
34 . 11	12,000	18,000	—	12,000	61 . 4	326,400	778,500 622,800	809,600
38 . 9	13,200	21,600	—	15,600	62 . 4	328,800	783,100 626,500	814,400
40 . 9	15,600	24,000	—	18,000	63 . 4	330,000	784,000 627,200	815,300
42 . 1	18,000	26,400	—	20,400	元 . 4	340,800	832,500 666,000	858,000
43 . 1	19,200	30,000	—	24,000	2 . 4	348,600	851,600 681,300	877,700
43 . 10	20,400	32,400	—	26,400	3 . 4	359,200	877,500 702,000	904,400
44 . 10	21,600	34,800	—	28,800	4 . 4	371,100	906,600 725,300	934,400
45 . 10	24,000	37,200	—	31,200	5 . 4	377,300	921,600 737,300	949,800
46 . 11	27,600	40,800	—	34,800	6 . 4	382,400	934,100 747,300	962,700
47 . 10	39,600	60,000	—	51,600	6 . 10	399,600	975,000 780,000	1,004,400
48 . 10	60,000	90,000	—	78,000	7 . 4	402,400	981,900 785,500	1,011,500
49 . 3	60,000	90,000	60,000	78,000	10 . 4	409,600	999,400 799,500	1,029,500
49 . 9	90,000	135,600	90,000	117,600	11 . 4	412,000	1,005,300 804,200	1,035,600
50 . 10	144,000	216,000	144,000	187,200	15 . 4	408,300	996,300 797,000	1,026,300
51 . 10	162,000	243,600	162,000	211,200	16 . 4	407,100	993,100 794,500	1,023,100
52 . 8	180,000	270,000	180,000	234,000	18 . 4	405,800	990,100 792,100	1,020,000
53 . 8	198,000	297,600	198,000	258,000	23 . 4	404,200	986,100 788,900	1,015,900
54 . 8	240,000	360,000	240,000	312,000	24 . 4	402,900	983,100 786,500	1,012,800
55 . 8	270,000	405,600	270,000	351,600	25 . 10	398,800	973,100 778,500	1,002,500
56 . 8	288,000	432,000	288,000	374,400	26 . 4	395,900	966,000 772,800	995,200
57 . 9	301,200	452,400	301,200	392,400	27 . 4	399,700	975,100 780,100	1,004,600
59 . 6	307,200	460,800	307,200	399,600	28 . 4	399,700	975,125 780,100	1,004,600
60 . 6	318,000	477,600	318,000	414,000	29 . 4	399,300	974,125 779,300	1,003,600
					31 . 4	399,700	975,125 780,100	1,004,600
					2 . 4	400,500	977,125 781,700	1,006,600
					3 . 4	400,100	976,125 780,900	1,005,600
					4 . 4	398,500	972,250 777,800	1,001,600
					5 . 4	406,100	①993,750 ②990,750 ①795,000 ②792,600	①1,023,000 ②1,021,300
					6 . 4	416,900	①1,020,000 ②1,017,125 ①816,000 ②813,700	①1,050,800 ②1,048,500

* 法改正により昭和61年4月から、障害福祉年金は障害基礎年金へ、母子・準母子福祉年金は遺族基礎年金へ裁定替えされ、福祉年金は老齢福祉年金のみとなった。

* 遺族基礎年金額には、子1人のときの加算額を含む

①昭和31年4月2日以後生まれ

②昭和31年4月1日以前生まれ

2 無拠出年金(福祉年金)受給状況

(単位:件・円)

区分 年度	老齢福祉年金		障害基礎年金		合 計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
元	0 ----- 0	0	4,045	3,518,433,325	4,045	3,518,433,325
2	0 ----- 0	0	4,139	3,601,003,025	4,139	3,601,003,025
3	0 ----- 0	0	4,261	3,694,377,800	4,261	3,694,377,800
4	0 ----- 0	0	4,374	3,772,349,950	4,374	3,772,349,950
5	0 ----- 0	0	4,478	3,933,659,650	4,478	3,933,659,650

* 老齢福祉年金件数欄の上段:実受給者数、下段:受給権者数(全額支給停止者を含む)

Ⅶ 国民年金事務費

1 国民年金事務費交付金

(単位:人・円)

区分	事務費交付金					平均
年度	事務費(人件費)	事務費(物件費)	特別障害者給付金	協力・連携	交付金合計	被保険者数
元	36,796,122	15,710,571	52,300	13,037,672	65,596,665	36,479
2	43,229,447	34,841,911	54,000	15,914,757	94,040,115	36,389
3	43,541,204	38,285,920	54,000	14,799,029	96,680,153	36,288
4	42,818,976	34,116,670	53,320	14,756,697	91,745,663	35,852
5	43,778,619	33,983,945	0	13,914,858	91,677,422	35,102

2 年金生活者支援給付金支援業務市町村事務取扱交付金 (単位:円)

区分	事務費交付金				交付金合計
年度	法定受託事務	協力・連携	特別事情	準備事業	
元	226,461	1,893,700	1,423	—	2,121,584
2	592,857	20,805	—	—	613,662
3	643,631	14,330	495,000	—	1,152,961
4	608,937	17,585	—	—	626,522
5	612,601	11,040	—	—	623,641

* 平成28～30年度は年金生活者支援給付金支給準備市町村事務取扱交付金として交付